

京都市教育委員会教育長告示13号

京都市生涯学習総合センターの組織及び運営に関する規則第1条ただし書の規定に基づき、京都市生涯学習総合センター（分館を含む。）を次のとおり臨時に開館することとします。

平成25年11月11日

京都市教育委員会

教育長 生田義久

臨時に開館する日 平成25年12月28日（土）及び平成26年1月4日（土）

（教育委員会事務局生涯学習部）